

連合岩手「政策・制度要求と提言」（西和賀町）

1. 労働者施策について

- (1) 企業誘致、中小企業や地場産業の育成を図り、雇用の創設、拡大を図るとともに、雇用の安定、労働環境・労働者福祉の改善整備に努めること。
- (2) 最低賃金の改正（2019年10月4日から790円）に関する地元企業への周知を図るとともに、国等による中小企業に対する助成制度など支援策についても地元商工団体等と連携し、周知徹底を図ること。
- (3) 国、県では産業振興、福祉・保健・医療等に関する各種審議会に労働者代表を参加させているので、西和賀町においても労働者の声を町政に反映させるため、各種審議会等に（継続して）労働者代表を参加させること。
- (4) 自治体職場、学校職場等における働き方改革を推進し、長時間労働、サービス残業等の是正を図るとともに、いわゆる給特法の抜本的見直しを国に働きかけること。
- (5) 自治体職場における「会計年度任用職員」移行が、本人の意思に反しての雇止め、賃金労働条件の改悪や行政サービスの低下になることがないよう、当事者や労働組合と十分協議すること。
- (6) 教職員の長時間労働是正に向けて、勤務時間管理の適正化をはかるとともに、安全衛生委員会の設置・開催等、労働安全衛生体制の整備を徹底すること。
- (7) 東北労働金庫は、県内の多くの自治体と「自治体等提携融資制度」（協調倍率制度）を創設し、労働者への低利な融資を行うことにより生活の安定と福祉向上を図っているが、融資種類の拡大や住民への周知を図ること。

2. 公契約条例の制定について

いわゆる「公契約条例」については、岩手県をはじめ県内の自治体でも既に制定、または制定に向けた動きがあるので、西和賀町においても公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として、公契約条例を制定すること。

3. 社会福祉、保健医療の拡充について

- (1) 生活困窮者対策については、自治体によって実施方法・内容に差があるが、任意事業である就労準備支援・一時生活支援・家計相談支援・学習支援の各事業を積極的に実施するよう体制を強化すること。
- (2) 子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援については、児童福祉担当課、教育委員会、生活困窮者対策部門、母子保健担当課等が連携して取り組む

よう体制を強化するとともに、当事者の意見等が施策に反映されるよう配慮すること。

- (3) いわゆる「子ども食堂」を実施する団体等に対する支援を強化するとともに、実施を検討する団体等に適切な助言等を行うこと。
- (4) 改正児童福祉法で市町村の役割とされた子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会への専門職員の配置等、児童虐待防止対策、子どもを守る体制を強化すること。
- (5) 地元で適切な医療が受けられるよう、医師確保に努めること。
- (6) 人材難が叫ばれている医療・介護・保育関係職員の処遇改善、勤務環境の改善を図るため、処遇改善加算等制度の活用を事業者に周知徹底すること。
- (7) 共働きで且つ祝日に働く家庭も少なくない事から、祝日の預かり保育について（小学生低学年の学童保育も含め）検討すること。
- (8) 食品ロス（フードロス）が全国的に叫ばれている事から、自治体としても食品ロスが無くなる様アピールをするとともに、フードドライブ（食品回収運動）についても関係団体と共に取り組みを推進すること。

4. 教育の拡充について

- (1) 教育の機会均等を保障する観点から、大学などの高等教育を対象とした「給付型奨学金」「無利子奨学金」について創設、適用条件等の拡大を図ること。
- (2) 学校配分予算について、運営に十分な予算措置か学校の意見を十分に踏まえて検証と対策を行うこと。
また、学校徴収金について、学校配分予算が少ないとにより、受益者負担分との曖昧な部分を保護者負担にさせることのないよう、機会均等や水準確保の観点からも、各学校で差がないようにガイドライン等を示し、必要に応じて十分な予算措置を行うこと。
- (3) いじめや貧困、虐待の問題に的確に対応するため養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを増員すること。
- (4) S U P（スタンドアップパドルボード）や雪合戦と言った新スポーツが根付き始めている事から、スポーツ活動推進の為、これら町内スポーツ団体への支援や施設の拡充を図ること。

5. 安心、安全、持続可能なまちづくりについて

- (1) 震災からの復興について、心のケア等今後も必要な支援を国・県とともに継続すること。

- (2) 防災・減災対策を一層拡充し、住民に周知すること。
- (3) 公共交通の維持に向けて、事業者に対し必要な支援を行うこと。
- (4) 国連で採択された「持続可能な開発目標」（S D G s）を町政に反映させること。
- (5) 信号待ちや歩行している児童の列に自動車が突っ込む痛ましい事故があることから、通学路等児童が多く利用する歩道について、危険個所の確認及び周知とその安全対策、併せて見通しの悪い交差点へはカーブミラー設置を関係機関へ要請すること。
- (6) 学生が部活などで夜間の帰宅となる場合がある事から、通学路を優先し街灯整備に対する必要予算の拡充を図ること。
- (7) 高齢者の免許返納での施策だけではなく、車を必要とする人への施策として、急発進抑制装置等の安全装置を、既存車に取り付ける際の費用の一部を自治体も補助すること。
- (8) 熊の出没など危険生物の発生情報が拡散されない状況が見受けられるところから、危険な害獣情報は町のH PやS N S等でタイムリーに配信すること。
- (9) 県内でも犬・猫の殺処分している現状を踏まえ、町民への適正飼養についての啓発と、これら保護・里親への譲渡等、活動している団体への支援をすること。
- (10) 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）に沿って、災害時の同行避難を推進し、この際の受け入れ体制についても整備・検討を進めること。

6. ハラスメント対策等について

- (1) 自治体職場はもとよりあらゆる職場でパワハラ、セクハラ等のハラスメントの防止、性的指向・性自認（S O G I）に関する偏見に基づく言動の払拭のための対策を強化すること。
- (2) 相談対応にあたる自治体職員、各種相談員、教職員、民生児童委員等に、セクハラやD V、児童虐待、L G B Tや性的指向・性自認（S O G I）に関する理解を深めるための研修や最新の情報提供を行うこと。

以 上